小田原市監査委員公表第４号

令和元年７月18日

小田原市監査委員　岡　本　重　治
小田原市監査委員　数　馬　　　勝
小田原市監査委員　鈴　木　美　伸

定期監査（財産区）の結果公表

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき執行した監査について、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和元年度定期監査（足柄財産区）の結果に関する報告書

1　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査

2　監査の期間

令和元年５月１５日から同年６月２６日まで

3　監査の対象

主として平成３０年度の収入・支出等の財務事務の執行

4　監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5　監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において次のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

(1)　土地貸付料の納期限について

土地貸付料について、賃貸借契約書において納入通知書により納期限を指定することとしているにもかかわらず、賃借人に対し納期限を通知せずに請求しているものが見受けられた。

なお、財産区の補助金については、財産区の財産等の維持管理上必要な場合に限り交付することができることを踏まえ、施設整備や地域振興に係る補助金のあり方について検討されたい。

令和元年度定期監査（大窪財産区）の結果に関する報告書

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査

２　監査の期間

令和元年５月１５日から同年６月２６日まで

３　監査の対象

主として平成３０年度の収入・支出等の財務事務の執行

４　監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

５　監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、財産区の補助金については、財産区の財産等の維持管理上必要な場合に限り交付することができることを踏まえ、施設整備や地域振興に係る補助金のあり方について検討されたい。

令和元年度定期監査（早川財産区）の結果に関する報告書

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査

２　監査の期間

令和元年５月１５日から同年６月２６日まで

３　監査の対象

主として平成３０年度の収入・支出等の財務事務の執行

４　監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

５　監査の結果

収入・支出等については、いずれも適正に執行されているものと認められた。

令和元年度定期監査（下府中財産区）の結果に関する報告書

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査

２　監査の期間

令和元年５月１５日から同年６月２６日まで

３　監査の対象

主として平成３０年度の収入・支出等の財務事務の執行

４　監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

５　監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、財産区の補助金については、財産区の財産等の維持管理上必要な場合に限り交付することができることを踏まえ、施設整備や地域振興に係る補助金のあり方について検討されたい。

令和元年度定期監査（桜井財産区）の結果に関する報告書

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査

２　監査の期間

令和元年５月１５日から同年６月２６日まで

３　監査の対象

主として平成３０年度の収入・支出等の財務事務の執行

４　監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

５　監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、財産区の補助金については、財産区の財産等の維持管理上必要な場合に限り交付することができることを踏まえ、施設整備や地域振興に係る補助金のあり方について検討されたい。

令和元年度定期監査（豊川財産区）の結果に関する報告書

１　監査の種類

　地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査

２　監査の期間

　令和元年５月１５日から同年６月２６日まで

３　監査の対象

　主として平成３０年度の収入・支出等の財務事務の執行

４　監査の方法

　所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

５　監査の結果

　収入・支出等については、いずれも適正に執行されているものと認められた。

令和元年度定期監査（上府中財産区）の結果に関する報告書

1　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査

2　監査の期間

令和元年５月１５日から同年６月２６日まで

3　監査の対象

主として平成３０年度の収入・支出等の財務事務の執行

4　監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5　監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、財産区の補助金については、財産区の財産等の維持管理上必要な場合に限り交付することができることを踏まえ、施設整備や地域振興に係る補助金のあり方について検討されたい。

令和元年度定期監査（酒匂財産区）の結果に関する報告書

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査

２　監査の期間

令和元年５月１５日から同年６月２６日まで

３　監査の対象

主として平成３０年度の収入・支出等の財務事務の執行

４　監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

５　監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において次のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

(1)　土地貸付料の納期限について

土地貸付料について、賃貸借契約書において納入通知書により納期限を指定することとしているにもかかわらず、賃借人に対し納期限を通知せずに請求しているものが見受けられた。

なお、財産区の補助金については、財産区の財産等の維持管理上必要な場合に限り交付することができることを踏まえ、施設整備や地域振興に係る補助金のあり方について検討されたい。

令和元年度定期監査（片浦財産区）の結果に関する報告書

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査

２　監査の期間

令和元年５月１５日から同年６月２６日まで

３　監査の対象

主として平成３０年度の収入・支出等の財務事務の執行

４　監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

５　監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、財産区の補助金については、財産区の財産等の維持管理上必要な場合に限り交付することができることを踏まえ、施設整備や地域振興に係る補助金のあり方について検討されたい。

令和元年度定期監査（曽我財産区）の結果に関する報告書

1　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査

2　監査の期間

令和元年５月１５日から同年６月２６日まで

3　監査の対象

主として平成３０年度の収入・支出等の財務事務の執行

4　監査の方法

所管課から関係書類の提出を求め、書類を審査すると共に関係職員から事情聴取を行った。

5　監査の結果

収入・支出等については、いずれも適正に執行されているものと認められた。